平成２９年（フ）第１８２６号
横浜市中区大和町１丁目13番地８
破産者　有限会社はるみ建設
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４８号
名古屋市北区上飯田西町２丁目16番地　ユーワハイツ406号
破産者　小澤　隆幸
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８号
秋田県横手市大雄字木戸口63番地４
破産者　株式会社ＳＰＲＩＴＳ
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２４５５号
横浜市都筑区荏田南５丁目20番13―105号
破産者　株式会社ランドマスター
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９０号
川崎市川崎区下並木19番地
破産者　株式会社ホウレンソウグラフィックス
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７３０号
川崎市麻生区百合丘３丁目22番地
破産者　有限会社生田ストアー
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５３号
神奈川県平塚市田村２丁目７番35号
破産者　有限会社カーズ神奈川
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０２号
富山県氷見市窪1278番地
破産者　株式会社タナカフーズ
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１６号
奈良県吉野郡黒滝村大字桂原111番地
破産者　有限会社福西建設
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１２６号
岡山市北区富田317番地３フローラルガーデンＢ206
破産者　松村　伸宏
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２号
山口県下関市菊川町大字上田部635番地13
破産者　ＳＳ　Ｌｏｇｉ　Ｗｏｒｋｓ株式会社
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
山口県下関市長府港町７番62号
破産者　池田瓦工業有限会社
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１号
福岡県八女市本町２番地259
破産者　株式会社マルホタクシー
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５７５号
埼玉県加須市伊賀袋78番地23
破産者　高橋　幸則
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７２号
埼玉県川口市西青木５丁目９番20―101号
西青木マンション
破産者　子安　元一
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５５号
さいたま市浦和区領家１丁目８番２号
破産者　芝崎三千雄
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５６号
さいたま市浦和区領家１丁目８番２号
破産者　芝崎むつみ
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１６号
埼玉県和光市白子２丁目27番55号
破産者　田中　幸代
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８１号
埼玉県川口市大字東本郷1278番地の８　パークエステート306号
破産者　相馬　　拓
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９１号
埼玉県上尾市二ツ宮784番地１　サンモールＡ―101
破産者　鈴木　智大
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係